

## 令和6年度 指宿市農作業標準賃金

農業委員会では、毎年の収穫や物価の変動及び県内各市町村の状況等を総合的に判断して、本市の農作業賃金の標準的な目安として、「農作業標準賃金」を定めています。

なお、標準賃金は、あくまでも「目安」ですので、れき土壌など、ほ場の条件が悪い場合は作業に入る前に、当事者間でよく話し合っただけで決定していただきますようお願いいたします。

一般農作業については、鹿児島県最低賃金額を参考に算定していますので、年度途中で最低賃金が改定された場合は、最低賃金額を下回らないようご注意ください。

### 《農作業賃金》

#### ◎一般農作業(実働8時間):7,200円以上



機 械 作 業 (10a当たり)							
トラクター	耕起		6,600 円	マルチ作業	スイカ	4,070 円	
	ロータリー	耕作地1回	6,160 円		カボチャ	3,080 円	
		荒地2回	7,590 円		レタス(4条植え)	5,060 円	
		緑肥2回	8,140 円		豆類	5,060 円	
	甘しょ掘り取り	5,060 円	人参種まき		11,220 円		
	甘しょ掘り取り (自走式ハーベスタ)	16,280 円	甘しょ		うね立 (れき土)	9,130 円	
	甘しょつる切り	3,520 円			うね立	6,600 円	
	プラソイラー	露地	5,060 円		オクラうね立(200メートル)		2,500 円
		ハウス	8,140 円		肥料散布(散布のみ)		
	田	代かき	7,150 円				
消毒 (薬剤別, 資材別)		土壌消毒		6,160 円			
		土壌消毒 一貫作業(マルチまで)		12,210 円			

※上記機械作業料金には10%の消費税が加算されています。

# 相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。施行日以前に発生しました相続も、施行日から3年以内での相続登記を行うことが義務付けられていることから、早めに相続登記を行いましょ。

また、相続等（相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得）により農地を取得した場合は、農地法第3条許可は不要ですが、農業委員会に届け出る必要があります。

届出は、農地の所有者が亡くなったことを知った時点から、おおむね10ヶ月以内に行ってください。



## 農用地あっせん情報

令和6年2月26日委員会承認

所在	地目		面積(m <sup>2</sup> )	希望内容
	登記	現況		
西方字平八重	畑	畑	303	売渡
西方字早馬迫	畑	畑	1,128	売渡
西方字早馬迫	畑	畑	287	売渡
西方字久保川迫	畑	畑	645	売渡
西方字松迫	畑	畑	377	売渡
西方字中尾迫頭	畑	畑	521	売渡
西方字中原	畑	畑	1,131	売渡
西方字山之頭南	畑	畑	734	売渡
東方字田原迫	畑	畑	407	売渡
東方字田原迫	畑	畑	440	売渡
東方字田原迫	畑	畑	378	売渡
東方字宇界	畑	畑	432	売渡
山川大山字ハスワ	畑	畑	810	売渡
山川大山字ハスワ	畑	畑	665	売渡
山川大山字ハスワ	畑	畑	665	売渡
尾掛地区（畑かん外可・筆数問わず）	希望地目：畑		1,000	借受
久保地区（畑かん外可・筆数問わず）	希望地目：畑		1,000	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724